

手続名	根拠法令名	根拠条項				オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号	附則		16年度内	17年度内	18年度以降			
行政文書の開示請求	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	3				平成15年度					「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
第三者による意見書の提出	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	13									「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
開示実施手数料の減額又は免除の申請	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令	14	2			平成15年度					「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
行政文書の更なる開示の申出	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	14	4			平成15年度					「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
開示決定等期限の延長又は特例を適用する旨の通知	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	10 11	2			平成15年度					「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
行政指導の書面の交付	行政手続法	35	2								総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第48号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化について検討中
開示請求者に対する事案の移送の通知	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	12 12の2				平成15年度					「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
第三者に対する意見書提出の機会の付与	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	13									「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
不服申立人等に対する諮問した旨の通知	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	19									「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続(13条3項の準用)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	20									「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
行政文書の管理に関する定め等の閲覧	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	37	2			平成14年度					「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
任命権者による懲戒処分	国家公務員倫理法	26	1								人事院規則1-38(人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用)によりオンラインで行うことを可能としており、実施を可能とする人事・給与関係業務情報システムを平成16年度末までに主要な部分を整備し、各府省は平成17年度からオンラインで行うことが可能となる。	
3年を超えて引き続き異動等の直後の官署に勤務させる必要がある職員に関する協議、回答	一般職の職員の給与に関する法律	13の3	1								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化について検討中
期末手当の一時差止処分の説明書	一般職の職員の給与に関する法律	19の6	5								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中
勤勉手当の一時差止処分の説明書	一般職の職員の給与に関する法律	19の7	5								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中
休職者に対する期末手当・期末特別手当の一時差止処分の説明書	一般職の職員の給与に関する法律	23	8								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中
年次休暇の請求・承認	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	17	3					未定			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	

手続名	根拠法令名	根拠条項				オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号	附則		16年度内	17年度内	18年度以降			
介護休暇の請求・承認	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	21							未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
特別休暇の請求・承認	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	21							未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
病気休暇の請求・承認	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	21							未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
育児休業の請求・承認	国家公務員の育児休業等に関する法律	3	2						未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
育児休業期間の延長の請求・承認	国家公務員の育児休業等に関する法律	4	3						未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
育児休業の承認の失効、取消事由の届出等	国家公務員の育児休業等に関する法律	6	1,2						未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
部分休業の請求・承認	国家公務員の育児休業等に関する法律	11	1						未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
部分休業の承認の失効、取消事由の届出等	国家公務員の育児休業等に関する法律	11	3						未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
処分説明書の交付	国家公務員法	89	1						未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	オンライン化しない理由: 職員に直接、交付・説明する必要があるため	
交渉の委任	国家公務員法	108の5	6						未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
専従許可	国家公務員法	108の6	1						未定	人事院規則1-38(人事院関係法令に基づく行政手続における情報通信の技術の利用)によりオンラインで行うことを可能としており、実施を可能とする人事・給与関係業務情報システムを平成16年度末までに主要な部分を整備し、各府省は平成17年度からオンラインで行うことが可能となる。		
専従許可の取消し	国家公務員法	108の6	4						未定	人事院規則1-38(人事院関係法令に基づく行政手続における情報通信の技術の利用)によりオンラインで行うことを可能としており、実施を可能とする人事・給与関係業務情報システムを平成16年度末までに主要な部分を整備し、各府省は平成17年度からオンラインで行うことが可能となる。		
利害関係者との夜間の自己費用を負担しての飲食に関する倫理監督官の許可	国家公務員倫理規程	3	2	8					未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
講演等に関する倫理監督官の承認	国家公務員倫理規程	6	1						未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
法令違反行為の主任大臣に対する報告	国家公務員倫理規程	13	1	4					未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
地方警務官に係る倫理監督官の職務を行うべき者の指名	国家公務員倫理規程	14	2						未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
各省各庁の長等又はその委任を受けた者への贈与等報告書の提出	国家公務員倫理法	6	1						未定	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		

手続名	根拠法令名	根拠条項				オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号	附則		16年度内	17年度内	18年度以降			
各省各庁の長等又はその委任を受けた者への株取引等報告書の提出	国家公務員倫理法	7	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
各省各庁の長等又はその委任を受けた者への所得等報告書の提出	国家公務員倫理法	8	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
各省各庁の長等又はその委任を受けた者への所得等報告書に代わる納税申告書の写しによる提出	国家公務員倫理法	8	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めにより委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
贈与等報告書の閲覧	国家公務員倫理法	9	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
育児を行う職員の深夜勤務制限の請求・通知	人事院規則10-11	3	1,2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
育児を行う職員の深夜勤務制限の状況変更届	人事院規則10-11	4	3					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
介護を行う職員の深夜勤務制限の状況変更届	人事院規則10-11	5						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
介護を行う職員の深夜勤務制限の請求・通知	人事院規則10-11	5						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
育児を行う職員の超過勤務制限の請求・通知	人事院規則10-11	7	1,2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
育児を行う職員への超過勤務制限開始日の変更の通知	人事院規則10-11	7	4					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
育児を行う職員の超過勤務制限の状況変更届	人事院規則10-11	8	3					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
介護を行う職員の超過勤務制限の状況変更届	人事院規則10-11	9						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
介護を行う職員の超過勤務制限の請求・通知	人事院規則10-11	9						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
介護を行う職員への超過勤務制限開始日の変更の通知	人事院規則10-11	9						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
健康管理者の指名	人事院規則10-4	5	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	役職指定	
安全管理者の指名	人事院規則10-4	6	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	役職指定	

手続名	根拠法令名	根拠条項				オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号	附則		16年度内	17年度内	18年度以降			
健康管理担当者及び安全管理担当者の設置	人事院規則10-4	7								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	役職指定	
火元責任者の設置	人事院規則10-4	11								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	役職指定	
健康安全管理規程の作成・周知	人事院規則10-4	12	1							人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
指導区分決定等のための職務内容等の提示	人事院規則10-4	23	1							人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化について検討中	
産後1年を経過しない女子職員の一部有害業務就業制限の申出	人事院規則10-7	3	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
妊産婦である女子職員の深夜勤務及び時間外勤務制限請求	人事院規則10-7	4						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
妊産婦である女子職員が健康診査及び保健指導のため勤務しないことの請求・承認	人事院規則10-7	5						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
妊産婦である女子職員の業務軽減又は他の軽易な業務への変更請求	人事院規則10-7	6	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
妊婦である女子職員の休息又は補食のため勤務しないことの請求・承認	人事院規則10-7	6	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
妊婦である職員の通勤緩和請求・承認	人事院規則10-7	7						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
民間派遣研修実施報告	人事院規則10-9(民間派遣研修)	6						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、省庁間電子文書交換システムの活用により、オンライン化は可能。	民間派遣をしていないため、文書交換システムによる報告実績はない	
勤務延長及び勤務延長の期限の延長の同意書	人事院規則11-8	8								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化について検討中	
勤務延長の期限の繰上げの同意書	人事院規則11-8	9								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化について検討中	
人事異動通知書	人事院規則11-8	11								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	オンライン化について検討中	
再任用の任期の更新の同意書	人事院規則11-9	5								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化について検討中	
人事異動通知書	人事院規則11-9	6								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	オンライン化について検討中	
懲戒の手続	人事院規則12-0(職員の懲戒)	5	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		

手続名	根拠法令名	根拠条項			オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号		16年度内	17年度内	18年度以降			
フレックスタイム制適用職員の勤務時間の申告・割振り	人事院規則15-14	4					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
フレックスタイム制適用職員への勤務時間割振りの通知	人事院規則15-14	9	2				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
週休日の振替・半日勤務時間の割振り変更の際の職員への周知	人事院規則15-14	9	2				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
週休日及び勤務時間の割振り等の明示	人事院規則15-14	9	1				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
休日の代休日の指定	人事院規則15-14	17					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
産前の場合の特別休暇の請求	人事院規則15-14	27	2				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
産後の場合の特別休暇の請求	人事院規則15-14	27	3				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
年次休暇の請求・承認	人事院規則15-15	3	2				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
年次休暇以外の休暇の承認	人事院規則15-15	4	3				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
公務災害に係る被災職員等からの申出	人事院規則16-0((職員の災害補償)	20					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
補償事務主任者から実施機関への報告	人事院規則16-0((職員の災害補償)	20					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
通勤災害に係る被災職員等からの申出	人事院規則16-0((職員の災害補償)	21					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
(公務災害補償通知書)	人事院規則16-0((職員の災害補償)	23	1				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
(通勤災害補償通知書)	人事院規則16-0((職員の災害補償)	23	1				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
遺族補償一時金(いわゆる失権差額一時金)の受給権者への通知書	人事院規則16-0((職員の災害補償)	23	1				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
遺族補償年金の受給権者が行方不明となったことに伴い転給される受給権者への通知書	人事院規則16-0((職員の災害補償)	23	1				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
遺族補償年金の受給権者の失権に伴い転給される受給権者への通知書	人事院規則16-0((職員の災害補償)	23	1				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		

手続名	根拠法令名	根拠条項				オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号	附則		16年度内	17年度内	18年度以降			
障害補償年金差額一時金の受給権者への通知書	人事院規則16-0((職員の災害補償)	23	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
職員の死亡当時胎児であった子が出生により遺族補償年金の受給権者となった場合の通知書	人事院規則16-0((職員の災害補償)	23	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
未支給の補償の受給権者への通知書	人事院規則16-0((職員の災害補償)	23	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
公務外又は通勤外通知書	人事院規則16-0((職員の災害補償)	23	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
法令等の職員への周知	人事院規則16-0((職員の災害補償)	34	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
平成8年4月1日以前の法8条通知者への介護補償通知書	人事院規則16-0-18				3			未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
障害補償年金差額一時金の受給権者への通知書	人事院規則16-2(在外公館に勤務する職員船員である職員等に係る災害補償の特例)	12	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
福祉事業の職員への周知	人事院規則16-3(災害を受けた職員の福祉事業)	20						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
福祉事業の運営に関する措置の申立ての教示	人事院規則16-3(災害を受けた職員の福祉事業)	21						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
遺族補償一時金(失権差額一時金)請求書・遺族特別給付金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	1	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
介護補償請求書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	1	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
休業補償請求書・休業看護金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	1	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
障害補償請求書・障害特別給付金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	1	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
葬祭補償請求書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	1	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
療養補償請求書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	1	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
補償の支給決定に関する通知書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	2	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
介護補償に係る介護状態変更の届出	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	3	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		

手続名	根拠法令名	根拠条項				オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号	附則		16年度内	17年度内	18年度以降			
療養補償・休業補償・介護補償を受けている者が死亡した場合のその遺族からの届出	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	3	1						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
傷病補償年金に関する通知書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	4							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
傷病補償年金請求書・傷病特別給付金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	5							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
傷病補償年金の支給決定に関する通知	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	6	1						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
年金証書の亡失等に係る新たな証書の請求	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	8	1						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
失権報告	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	9							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
傷病補償年金変更請求書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11	1						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
治癒認定通知書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11の2							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
障害補償請求書・障害特別給付金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11の3							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
失権報告	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11の4							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
障害補償変更請求書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11の4							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
年金の承認	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11の4							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、省庁間電子文書交換システムの活用により、オンライン化は可能。	
年金証書の亡失等に係る新たな証書の請求	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11の4							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
遺族補償請求書・遺族特別給付金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	12							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
失権報告	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	13							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
年金証書の亡失等に係る新たな証書の請求	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	13							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
遺族補償年金受給権者の代表者選任、解任の届出	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	14	2						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	

手続名	根拠法令名	根拠条項				オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号	附則		16年度内	17年度内	18年度以降			
遺族補償年金の支給停止又は支給停止解除に関する通知書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	15	3					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
遺族補償年金支給停止解除申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	15	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
遺族補償年金支給停止申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	15	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
遺族補償年金受給資格者数の増減等の届出	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	16								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化しない理由: 受給者からの現状報告書を以って、処理しているため	
年金額の改定通知書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	17						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
過誤払による返還金債権への充当通知書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	17	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
障害補償年金差額一時金請求書・障害差額特別給付金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	19						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
障害補償年金前払一時金請求書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	20						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
遺族補償年金前払一時金請求書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	20	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
障害補償年金等の支給停止終了の通知書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	20	4					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
未支給の補償請求書・未支給の福祉事業支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	20	5					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
福祉事業の支給決定等に関する通知書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	21	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
福祉事業申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	21	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
アットケア費用支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
リハビリテーション費用支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
外科後処置費用支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
休養費用支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		

手続名	根拠法令名	根拠条項				オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号	附則		16年度内	17年度内	18年度以降			
旅行費支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	02						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
ホームヘルプサービス費用支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	04	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
ホームヘルプサービスの失権に係る届出	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	05						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
遺族特別支給金・遺族特別看護金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	06	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
休業補償請求書・休業看護金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	06	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
傷病特別支給金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	06	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
障害特別支給金・障害特別看護金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	06	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
障害補償請求書・障害特別給付金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	06	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
障害補償年金差額一時金請求書・障害差額特別給付金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	06	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
遺族特別支給金受給権者の代表者選任の届出	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	07	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
遺族特別看護金受給権者の代表者選任の届出	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	08						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
在宅介護住宅改良看護金・自動車購入看護金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	09	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
就労保育看護金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	10	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
奨学看護金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	10	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
奨学看護金・就労保育看護金の支給を受けている者からの内容変更の届出	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	11						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
奨学看護金・就労保育看護金支給額改定通知書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	23	1						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	

手続名	根拠法令名	根拠条項				オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号	附則		16年度内	17年度内	18年度以降			
傷病補償年金請求書・傷病特別給付金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	23	2	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
障害補償請求書・障害特別給付金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	23	2	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
傷病特別給付金・年金たる障害・遺族特別給付金の支給額の改定通知書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	23	3						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
年金たる遺族特別給付金受給権者の代表者選任・解任の届出	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	24							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
長期家族介護者看護金支給申請書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	24	2	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
第三者から損害賠償を受けた場合の被災職員からの届出	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	27							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
補償・福祉事業を受けるために必要な官署の長等の証明	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	28	2						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
補償・福祉事業を受けるために必要な官署の長等の証明	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	28	3						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
遺族の現状報告書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	32									人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化しない理由: 受給者からの報告のため
定期報告の必要がないとする通知	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	32							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
療養・障害の現状報告書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	32									人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
療養・障害の現状報告書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	33	1								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化しない理由: 受給者からの報告のため
奨学看護金・就労保育看護金の支給に係る現状報告書	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	34									人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化しない理由: 受給者からの報告のため
定期報告の必要がないとする通知	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	34							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化しない理由: 受給者からの報告のため
他の法令による給付に関する届出	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	35							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	
専従許可申請	人事院規則17-2<職員団体のための職員の行為>	1							未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	

手続名	根拠法令名	根拠条項				オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号	附則		16年度内	17年度内	18年度以降			
専従許可の更新申請	人事院規則17-2<職員団体のための職員の行為>	2						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
専従許可の取消の届出	人事院規則17-2<職員団体のための職員の行為>	3						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
専従許可の復職	人事院規則17-2<職員団体のための職員の行為>	4						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
短期従事の許可	人事院規則17-2<職員団体のための職員の行為>	6						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
派遣職員の任命権者への報告	人事院規則18-0(職員の国際機関等への派遣)	9	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
事情聴取等を求められた職員の勤務の免除の承認	人事院規則22-2(倫理法又は同法に基づく(命令の違反に係る調査及び懲戒の手続))	6	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
出頭を求められた職員の勤務の免除の承認	人事院規則22-2(倫理法又は同法に基づく(命令の違反に係る調査及び懲戒の手続))	9	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		
通勤届	人事院規則9-24(通勤手当)	3						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
確認書類	人事院規則9-24(通勤手当)	4	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中	
通勤手当認定簿	人事院規則9-24(通勤手当)	4	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
事後の確認	人事院規則9-24(通勤手当)	21						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中	
初任給調整手当支給調査書	人事院規則9-34(初任給調整手当)	11						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
特殊勤務手当実績簿の作成、保管	人事院規則9-30(特殊勤務手当)	34	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
特殊勤務手当整理簿の作成、保管	人事院規則9-30(特殊勤務手当)	34	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
期末手当等の一時差止処分に関する交付文書(一時差止処分書)	人事院規則9-40(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)	6	4	1				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中	

手続名	根拠法令名	根拠条項				オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号	附則		16年度内	17年度内	18年度以降			
期末手当等の一時差止処分の取消しの申立書	人事院規則9-40(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)	6	5	1							人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに従って委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中
期末手当等の一時差止処分の取消しの通知書	人事院規則9-40(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)	6	6								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中
期末手当等の一時差止処分に関する処分説明書の写し	人事院規則9-40(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)	6	8								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中
勤務時間報告書の作成	人事院規則9-5(給与簿)		2						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	
職員別給与簿の作成	人事院規則9-5(給与簿)		5						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	
基準給与簿の作成	人事院規則9-5(給与簿)		8						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	
給与支給明細書の交付	人事院規則9-5(給与簿)		13						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	
住居届	人事院規則9-54(住居手当)		6	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	
証明書類	人事院規則9-54(住居手当)		6	1							人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに従って委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中
住居手当認定簿	人事院規則9-54(住居手当)		7	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	
事後の確認	人事院規則9-54(住居手当)		10								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに従って委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中
給与の振込についての職員からの申出	人事院規則9-7(俸給等の支給)		10	3	1				未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	
扶養親族の届出	人事院規則9-80(扶養手当)		3						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	
扶養手当認定簿	人事院規則9-80(扶養手当)		4	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。	
認定に際しての証明書類	人事院規則9-80(扶養手当)		4	3							人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに従って委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中
事後確認に際しての証明書類	人事院規則9-80(扶養手当)		5								人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに従って委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中

手続名	根拠法令名	根拠条項				オンライン化したもの	今後オンライン化するもの			オンライン化しないもの	制度所管官庁における措置状況(平成16年3月末現在)	備考
		条	項	号	附則		16年度内	17年度内	18年度以降			
証明書類	人事院規則9-89(単身赴任手当)	7	1							人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中	
単身赴任届	人事院規則9-89(単身赴任手当)	7	1					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
単身赴任手当認定簿	人事院規則9-89(単身赴任手当)	8	2					未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
事後確認に際しての証明書類	人事院規則9-89(単身赴任手当)	10	2							人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	オンライン化するかどうかを含めて検討中	
管理職員特別勤務実績簿	人事院規則9-93(管理職員特別勤務手当)	3						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		
管理職員特別勤務手当整理簿	人事院規則9-93(管理職員特別勤務手当)	3						未定		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成16年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度からは同システムによりオンラインで行うことが可能となる。		